

「高浜町議会基本条例」第 5 条の改正検討のご報告

令和 7 年 10 月 議会運営委員会 委員長 井上順也

1. はじめに

近年、議会に提出される請願・陳情に関する情報公開の強化について、町民からの要望や提言が寄せられていることを受け、高浜町議会では、請願・陳情制度の運用および制度設計の在り方について検討を行いました。

検討の結果、当初は「高浜町議会基本条例」第 5 条への条文追加による制度的担保も視野に入れて検討しましたが、最終的には、議会運営の実務を明確に定めた「運用マニュアル」の策定により対応することが適当であるとの結論に至り、条例改正は見送ることといたしました。

本報告書は、その経緯と理由をまとめたものです。

2. 検討の経緯

- 町民から「請願・陳情の審査状況が見えにくい」との意見・指摘を受けたことを受け、議会運営委員会にて対応を協議。
- 条例に新たな条文(第 5 条第 5 項)を追加する案を一時検討。
- 併せて、具体的な運用手続と基準を明文化した「陳情・請願処理に関する運用マニュアル(案)」を策定。
- 条例改正と運用マニュアルの両案を比較検討のうえ、最終的にマニュアル整備による運用対応を優先することとした。

3. 条例改正案の概要(※検討段階の内容)

改正案(第 5 条第 5 項)

陳情及び請願に関しては、その審査状況、決定結果及び継続理由を適切に公開し、町民がその審査過程を把握できるよう努めるものとする。

改正理由

- ・ 町民による政策提案手段である請願・陳情の透明性確保。
- ・ 審査過程の「見える化」による説明責任の強化。
- ・ 議会への信頼性向上と参加促進の実現。

4. 改正を見送る理由

- ・ 運用マニュアルにおいて、請願・陳情の審査手続・進捗管理・情報公開の手法を十分に網羅できる内容としたため、制度的実効性は確保できると判断。
- ・ 条例への条文追加は、法的性質が強くなる一方で、柔軟な対応が困難になる可能性がある。
- ・ 実務上の明確化・平準化を図るためには、詳細な手順や例外規定を含む運用規程の方が適していると判断。

5. 今後の対応方針

今後は以下の方針に基づき、実効性のある対応を進めることとします。

- ・ 「陳情・請願処理に関する運用マニュアル」の策定・運用を通じて、審査の透明性と迅速性を確保
- ・ 進行管理台帳の整備による、請願・陳情案件の可視化
- ・ 審査状況や結果、継続理由の「議会だより」等での定期的な公表
- ・ 長期継続案件の定期報告と、対応促進体制の構築

6. おわりに

高浜町議会としては、町民の信頼に応える透明で迅速な対応を実現するため、「運用マニュアル」の整備・運用をもって請願・陳情制度の改善を図ってまいります。

なお、条例改正については、今後の運用状況や町民の声を踏まえ、必要に応じて再検討することも視野に入れています。